

安曇野市児童生徒各種大会等出場者補助金交付要綱の一部改正について

(改正経過)

平成 24 年度 『大会等の開催要領で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料』のみが補助対象となる場合、補助金交付申請と実績報告を兼ねた事務手続きとするための改正実施。

(改正の趣旨)

1 第 2 条について=ただし、以降を削除

中体連主催大会については、北信越大会以上の場合助成がある。この場合、清算が 3 月年度末頃となり非常に事務処理が遅くなり、結果として保護者の立替額が大きくなっている実情があり、また、補助対象額と中体連の助成金の計算が一致しないため、中体連からの助成額が多く結果として補助ゼロとなり、本来、プログラム代等については補助対象であるが対象外となっているケースが生じている。

このため、運用として松本市の例を参考として補助金決定額の 1/3 を支出対象とする。なお、この基準の明記については、来年度の改正の際に対応予定。

(松本市の例)

1 松本市内から開催地(国外を含む。)までの鉄道賃(片道 100km 以上の場合は、特別急行料金を含む。)、航空賃、船賃又はバス借上料に相当する額。ただし、主催者等から補助のある場合は、当該補助金額を差し引いた額(長野県中学校体育連盟から補助のある場合はその 3 分の 1 に相当する額)とする

2 別表(第 2 条関係) 安曇野市職員の旅費に関する条例第 10 条から第 12 条を 13 条までとする。

安曇野市の旅費に関する条例 10 条から 13 条については次のとおり。

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか次の各号に掲げる急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。

- (1) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、急行料金
- (2) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、座席指定料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、特別車両料金

2 前項第 1 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

3 第 1 項第 2 号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車（以下「普通急行列車等」という。）を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上の旅行に該当する場合に限り、支給する。

4 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は、普通急行列車等を運行する線路による旅行で、公務上の必要により特別な事情で特別車両を利用する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 11 条 船賃の額は、旅客運賃のほか次の各号に掲げる座席指定料金及び特別船室料金による。

- (1) 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (2) 旅客運賃の等級を 2 階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、その乗船に要する下級の運賃
- (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、座席指定料金

(4) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、特別船室料金
2 前項第3号及び第4号に規定する座席指定料金及び特別船室料金は、公務上の必要により特別な事情で利用する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、現に支払った普通運賃による。ただし、公務上の必要により特別な事情のある場合は、この限りでない。

(車賃)

第13条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通じて計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

※ 別表第1の定額=30円

各種大会に参加する際、特に個人の場合、保護者の送迎により出場するケースが多く、県大会以上においても現在移動費として認定できないケースが生じ、登録料・パンフレット代のみが対象となっているケースが生じている。

このため、旅費の相当の計算については、公共交通機関を利用することを原則として積算し補助対象額としての認定と変更を予定しており、定額及び実費による支給ができるようにするための改正。

3 補助金交付要綱の見直しについて

財政からの補助金の見直し対象ともなっており、また、安曇野市各種競技会及び発表会出場者補助金交付要綱(社会体育所管)との整合性を図ることも求められている。

このため、今回の改正において最小限に留め、本年度予算執行ができる対応を図るものとする。

なお、来年度に向け、社会体育係との調整を図る中で、補助金のあり方を含め調整予定。

(本年度における対応状況)

1 予算編成時から、中信地区大会への補助金については見直し、県大会以上を対象とする旨を校長会、教頭会において説明を実施してきたが、ブラスバンドの楽器運搬、合唱大会等学校としての負担金の支出など、課題が残った状態となっており、本年度においては次の経費については対象とすることとした。

・ブラスバンドの楽器運搬費 ・NHK 合唱大会(中信)における学校負担金

このため、今回は中信地区を除外するのではなく、運用で対応することとしている。